

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当センターでは、障害者施設等入院基本料、10 対 1 看護を実施しております。看護職員 1 人あたりの受け持ちにつきましては各病棟に詳細を掲示しております。

当センターにおいては、患者さんの負担による付添看護を行いません。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当センターでは、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

4. 関東信越厚生局長への届出事項

1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）・適温で提供しています。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

特殊疾患入院施設管理加算・療養環境加算（1 病棟）・感染対策向上加算 3・連携強化加算・サーベイランス強化加算・医療的ケア児（者）入院前支援加算・地域歯科診療支援病院歯科初診料・歯科外来診療医療安全対策加算 2・歯科外来診療感染対策加算 3・歯科診療特別対応連携加算

3) 特掲診療料の施設基準等の係る届出

遺伝学的検査・検体検査管理加算（Ⅰ）・神経学的検査・コンピューター断層撮影（CT 撮影）・脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）・障害児（者）リハビリテーション料・集団コミュニケーション療法・歯科治療時医療管理料・口腔細菌定量検査・口腔粘膜処置・レーザー機器加算・歯科麻酔管理料・クラウン・ブリッジ維持管理料

5. 明細書の発行状況に関する事項

当センターでは、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料発行しております。

6. 保険外負担に関する事項

当センターでは診断書・証明書等につきまして料金のご負担をお願いしております。

（詳細は別に掲示してあります料金表をご確認ください）